

「奪われた子ども時代 (Stolen Childhood)」

イントロダクション

少なくとも世界中の 7 億人もの、そしておそらくもう何千万人もの子どもたちにとって、子ども時代はあまりにも早く終わりを告げてしまっています。その主な理由は、不十分な保健サービス、紛争、激しい暴力、早すぎる結婚・妊娠、栄養不良、教育を受けられないこと、そして児童労働です。

これらの要因が重なり、世界の子どもたちの子ども時代の多くが、危機にさらされています。

セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年の設立からおおよそ 100 年もの間、貧困や差別から子どもたちを救うために闘ってきました。新しく発表されたこの報告書—今後毎年発表される予定となっています—では、子どもたちが子どもらしく過ごすことへの障害となっている「要因」について、詳しく検討しています。

「子ども時代を奪う要因 (childhood enders)」は、子どもたちの未来に対する攻撃といえるでしょう。

子ども時代とは、人生において、育ち、学び、遊ぶために安全に過ごせるものであるべきです。すべての子どもたちは、自分たちの可能性を最大限伸ばすことができるように、愛情、思いやり、そして保護を受けるに値します。しかし、世界の子どもたちの少なくとも 4 分の 1 が、子ども時代を享受することができていません。

こうした子どもたちの大部分は、同じ国内の多くの子どもたちの状況が改善している一方で取り残されていった、途上国の中でも不利な状況にあるコミュニティで暮らしています。多くの子どもたちが、貧困と差別が悪い形で組み合わさった状況に苦しめられています。女の子である、あるいは難民である、少数民族である、障害をもっているといった理由で、子どもたちは排除されているのです。そして、このような子ども時代への脅威は、高所得国にも存在しています。先進国であれ途上国であれ、あらゆる国々は、すべての子どもたちが子ども時代を楽しむ権利を保障するよう、努力する余地があります。

6 月 1 日の国際子どもの日¹を記念して、セーブ・ザ・チルドレンは、なぜ子ども時代が早く終わりを告げてしまうのか、その主要な原因を明らかにする独自の指標を発表します。この「子ども時代が守られている国ランキング」は、子ども時代を途絶させ、子どもたちの人生を変えてしまう、一連の要因に焦点をあてています。そして、最も子ども時代が守られている国はどこか、あるいは奪われている国はどこかを元に、世界 172 か国をランク付けしています。このランキングは、どの国が最も幼い市民を保護し育てる環境を整えることに成功し、あるいは失敗しているのかを示しています。「子ども時代の終わり」を計る指標は、5 歳未満児の死亡率、発育障害にある子どもの割合、学校に通っていない子どもの割合、児童

¹ 1925 年、ジュネーブの子どもの福祉世界会議にて、6 月 1 日が「国際子どもの日 (International Children's Day)」と制定された。その他、1954 年に国連が、児童の権利に関する宣言と児童の権利に関する条約を採択した 11 月 20 日を「世界こどもの日 (Universal Children's Day)」と制定している。

労働に従事する子どもの割合、結婚している少女の割合、少女の出産率、紛争により家を追われた子どもの割合、そして子どもの殺人被害率です。

どの子どもが生きるか死ぬか、教育を受けられるか受けられないか、保護を受けるか危険にさらされるかは、偶然によって決められるわけではありません。子ども時代が失われるのは、特定のグループに所属する子どもたちを故意に、あるいは無視することにより排除した結果なのです。性別や民族など、子どもたちが「誰であるか」、そしてどこで暮らしているかにより、何億人もの子どもたちの子ども時代が短縮されてしまっています。

ここ 25 年間で子どもたちの状況は大幅に改善されましたが、極度の貧困への取り組みで達成された近年の改善は、地理的要因、性別、民族、障害、紛争等の原因により、最も支援を必要としている子どもたちにまで届いていません。

子ども時代の経験は、大人から保護され世話を受けられるか否かにより大きく左右されます。子どもたちには、生きる権利、十分な食事や栄養、保健や住居を享受する権利があります。さらに子どもたちには、励まされ、学校教育と学校外の家庭や遊びの場での「学び」の両方を受ける権利があります。そして、おびえることなく暮らし、暴力にさらされず、虐待や搾取から保護される権利があるのです。

2015 年、各国のリーダーは、2030 年までに地球上のあらゆる形態の貧困を終わらせ、将来の世代のために地球を守るという大胆な約束をするために、国連に集まりました。貧困をなくし、環境を守るという二つの目標を合わせた新たなグローバル目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が、リーダーたちによって採択されたのです²。SDGs は、すべての子どもたちが保健、教育そして保護をうける権利、言い換えれば「子ども時代を過ごす権利」を享受する未来を描いています。特に重要なのは、この目標に合意した各国のリーダーは、所得、地域、性別、アイデンティティに関わらず、社会のあらゆる階層・グループにおいて、SDGs が達成されることを約束している点です。さらに、最も取り残された人々、つまり社会で最も排除された人々をまず優先することも約束したのです。

「誰一人取り残さない」という約束こそ、守られなくてはならない約束です。その約束が守られてこそ、私たちは世界中の何百万人もの子どもたちの人生を変革する可能性を実現し、最後の一人の子どもまで、子どもたちが享受すべき子ども時代を保障することができるでしょう。

² 「子どもの権利条約」は子どもに関する世界的なコンセンサスとなっている。子ども時代と成人期を特定の権利分野により区別している。この条約により保障されている子ども時代が、世界中の何百万の子どもたちから奪われていることをこの報告書は示している。子ども時代を定義する子どもの権利条約についてより深く知りたい場合はユニセフ「世界子ども白書 2015」参照。

世界中で7億人の子どもたちが子ども時代を過ごせていません³。

<p>2億6,300万人 の子どもたちが学校に通っていない。</p>	<p>1億6,800万人 の子どもたちが児童労働に従事し、その半分の8,500万人は危険な仕事をしている。</p>	<p>1億5,600万人 の5歳未満児が発育阻害となっている。</p>	<p>約4,000万人 の15歳 - 19歳までの女の子が結婚あるいは内縁関係にある。1,500万人が子どものうちに（18歳以下）結婚しており、うち400万人は15歳以下で結婚している。</p>
<p>2,800万人近く の子どもたちが紛争により家を離れて暮らしている（そのうち1,100万人は難民と亡命者、1,700万人が国内避難民）。</p>	<p>毎年約1,600万人 の15歳 - 19歳の女の子が出産しており、うち15歳以下で出産した女の子は100万人となっている。</p>	<p>毎年約800万人 の0歳 - 19歳の子どもたちが命を落としている。その75%（600万人）は5歳未満である。</p>	<p>7万5,000人以上 の20歳以下の子どもたちが2015年に殺害された。</p>



ブルキナファソの地方の村出身の9歳のゼイナボウは、障害により学校に通うことができない。彼女の家族は彼女が必要な医療を受けるための費用を払えず、そのような家族を支援する制度も存在しない。彼女は毎日家で弟の面倒を見、収入のための藁ほうきを作って毎日過ごしている。

³ WHO. *Global Health Estimates 2015: Deaths by Cause, Age, Sex, by Country and by Region, 2000-2015*. (Geneva: 2016)

「子ども時代が守られているランキング」とは

2017年「子ども時代が守られている国ランキング」

上位10か国		下位10か国	
ランク	国名	ランク	国名
1	ノルウェー	163	ギニア
1	スロヴェニア	163	シエラレオネ
3	フィンランド	165	ブルキナファソ
4	オランダ	166	南スーダン
5	スウェーデン	167	チャド
6	ポルトガル	168	ソマリア
7	アイルランド	169	中央アフリカ
8	アイスランド	170	マリ
9	イタリア	171	アンゴラ
10	ベルギー、キプロス、ドイツ、韓国	172	ニジェール

セーブ・ザ・チルドレンが今年から新たに発表したこの「子ども時代が守られている国ランキング」は、172か国の最新のデータを比較検証し、どの国の子どもたちが、子ども時代を最も十分に過ごしているのか、あるいは最も奪われているのかを評価しています。ノルウェー、スロベニア、フィンランドが上位3か国となっています。上位10か国は、子どもの保健、栄養、教育、保護の分野で非常に高い評価を得ています。アメリカは36位で、ニジェールが統計をとった国の中では最下位となりました。

下位10か国（西、中央アフリカから7か国）は上位国の状況を反対にしたような形となっていて、ほとんどの指標で評価が低くなっています。これらの国々に住む子どもたちは、情緒的、社会的、そして身体的発達に必要な、そして遊ぶために必要な子ども時代を十分に経験できる可能性が最も低くなっています。これらの国々、およびその他の世界中の多くの国々では、子ども時代の大部分が奪われているのです。

子ども時代に課題があることが、西・中央アフリカにおいて最も明白になっていますが、前進のきざしもあります。例えば、この地域では5歳未満児の死亡率が1990年から半減されています。リベリアとニジェールの2か国では、世界の中では相対的に貧困国であるにも関わらず、子どもの死亡率を3分の2減少させました。同地域の、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、モーリタニア、セネガル、シエラレオネの9か国では、1990年以来子どもの死亡率の改善のペースを3倍にし、または増加傾向にあった子どもの死亡率を減少傾向に転向させています⁴。これらの成功例は、国の所得よりも政治的選択がより影響があり、貧困が必ずしも前進の妨げになるわけではないことを示しています。

⁴ United Nations Inter-agency Group for Child Mortality Estimation (UN IGME). *Levels and Trends in Child Mortality: Report 2015*. (New York: 2015)

それでもやはり、「子ども時代が守られている国ランキング」のために集められたデータからは、豊かな国と貧しい国の間の圧倒的な格差や、最も脆弱な立場にある子どもたちのために進捗を加速させる必要性が読み取れます。こうした統計は、ただの数字にとどまりません。これらの数字に表された、人びとの絶望や失われた機会を考えると、世界中の子どもたちに、生き残り発達していくために必要な基礎的サービスや保護、そして機会が与えられることが必要であることがわかります。

政府への提言

2015年9月、世界のリーダー達が集まり、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む貧困根絶のための野心的な国際枠組みである「持続可能な開発のための2030アジェンダ（the 2030 Agenda for Sustainable Development）」に同意しました。

SDGsは、すべての子どもたちが、栄養不良や暴力を被ることなく、質の高い保健医療と教育にアクセスできる子ども時代を十分に享受できる未来を約束しています。また、SDGsにより、国連「子どもの権利条約」に記された「子どもに対する義務」を国家が果たすことがより求められるでしょう。そして、最も重要なことは、「子どもを誰一人取り残さない」未来が約束されたことです。

この報告書が示すように、私たちがこのビジョンを達成するためには、非常に長い道のりがあります。世界では、何億もの子どもたちが故意に、もしくは無視されることにより、取り残されています。これらの子どもたちは、単に、性別や民族など子どもたちが「誰であるか」、あるいはどこに住んでいるかによって、質の高い保健医療および基礎的な教育を受けることができていません。

少女たち、難民の子どもたち、ストリートチルドレン、特定の民族・宗教的なバックグラウンドを持つ子どもたち、障害のある子どもたち、そして同じ国においても、貧しく不利な状況に置かれた地域出身の子どもたち、そして危機や紛争下の子どもたち、脆弱な地域の子どもたち、これらすべての子どもたちは、差別に直面し、自分たちのもつ可能性を最大限発揮することができません。子どもたちを一特に最も排除された子どもたちを一取り残したままでは、世界が今の世代でSDGsを達成することは難しいでしょう。

以上が、セーブ・ザ・チルドレンがSDGsを達成するために政府等のステークホルダーと連携して全力で取り組みを進めている理由です。セーブ・ザ・チルドレンは、最後の一人の子どもまで支援を届けるために、何百万人もの子どもたちが生き、学び、そして守られることを妨げる要因に立ち向かいます。SDGsが誰一人取り残さないことを目標としている以上、あらゆる社会階層に属する子どもたちの権利が守られるとともに、最も取り残された、支援の届きにくい子どもたちこそが優先されなければなりません。すべての子どもに、きちんと子ども時代が与えられるべきなのです。

私たちは、世界のリーダー達に、SDGsで掲げられた約束に基づき、子どもたちを大切にし、子どもたちの生きる、育つ、そして守られる権利を尊重するよう求めます。そして、誰一人取り残さないという約束

の実現に向けて早急に取り組んでいくよう、働きかけます。この約束は、SDGsの目標とターゲットがすべての国、人々、そして社会のあらゆる階層において達成されることを保障する約束なのです。

私たちは、政府が子どもたちに対して以下の3つのことを保障するよう求めます：

1. **子どもたちに投資すること** - SDGsの達成及び物理的な保護と社会的な保護を含めた質の高い基礎的サービスをすべての子どもたちに保障するために、政府（援助国含め）は必要な資金を確保しなければなりません。国連子どもの権利委員会が提起しているように、政府は公共投資を子どもたちに集中させることで、排除された子どもたちに支援が確実に行き届くようにする必要があります。排除された子どもたちへの公共投資を増やすと同時に、すべての子どもたちが貧困に陥ることなくサービスを受けられるよう、各種サービスや対応策の費用を下げるといった、子どもに配慮した社会的な保護政策が採られる必要があります。
2. **すべての子どもが公平に扱われることを保障すること** - 女の子の保健サービスへのアクセスが妨げられたり、民族や性別により子どもが就学を拒否されたりするような、差別的な政策や社会規範、慣習を終わらせる必要があります。また、すべての子どもたちが質の高いサービスを受けられるように、政府は出生登録制度を導入すべきです。
3. **その子どもの背景や出身に関わらず、すべての子どもを考慮し、データに取り込むこと** - 政府は、すべての子どもたち、特に排除されている子どもたちが、SDGsの達成度を測るのに用いられるデータに確実に取り込まれるようにしなければなりません。データは、年齢、経済層、ジェンダー、性別、人種、民族、地域あるいは移民か否かといった属性ごとに細分化された形で収集され、だれもがアクセスしやすい方法で公開される必要があります。さらに、男女を問わず排除された子どもたちが、政策決定や予算策定プロセスに参加し、進捗をモニターして政府の責任を問えるように支援を受けられるようにしなければなりません。

上記の3つの保障は、分野横断的にグローバルなレベルにおいて確実に確保されるべきものですが、これらに加えて、SDGsの約束に従ってあらゆる努力を払いつつ、本レポートで示された「子ども時代を奪う要因」の一つひとつに取り組むために、個別具体的な行動を起こすことが必要です。そのために私たちは各国政府に以下のようなことを求めます：

予防可能あるいは治療可能な原因によって命を落とす子どもをなくすこと：

- 政府は、2030年までにユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するために、国家の保健システムの主要な一部として、女性、子ども、若者に対する必須保健サービスを優先して実施しなければなりません。援助国政府は、各国がユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成することができるように支援する必要があります。
- 脆弱国や、災害多発国、あるいは人道的危機に見舞われた国においては、女性、子ども、若者それぞれが置かれた状況、特別なニーズ、そして脆弱性を考慮にいたした上で、命を救い、保護し、かつ健康を促進するために必須である保健・栄養サービスを政府が提供しなければなりません。

- 政府は、すべての人々が無償で質の高いサービスや、薬・ワクチンを利用することができるよう、国家保健計画において、プライマリ・ヘルスケアに重点をおいた、質の良いプロダクティブ・ヘルス・サービス及び妊産婦・新生児・子どものための保健・栄養サービスを保障しなければなりません。

栄養不良により未来を奪われる子どもをなくすこと：

- 政府が栄養に関する国家目標を持たない場合は、当該政府及び援助国政府は、世界保健総会において採択された国際栄養目標の達成に向けた進捗状況を明らかにするために、栄養に関する目標を設定しなければなりません。

すべての子どもたちに質の高い教育を提供すること：

- 国家の教育計画は、有意義かつ効果的な学びにつながるよう、男女を問わずすべての子どもたちが、衡平かつ安全で質の高い基礎教育を無償で提供するものでなくてはなりません。
- 男女問わずすべての子どもたちが、初等教育を受ける準備を整えられるよう、質の高い早期幼児教育・ケア及び就学前教育を受けることができるようにしなければなりません。
- （紛争・災害等の）危機的な状況に置かれることにより、子どもが教育を受ける機会が失われないように、各国政府は協働しなければなりません。
- 各国政府は、難民や移民の子どもたちが30日以上学校に通えないことがないように保障し、2016年に米国の主催により開催された難民サミット及び「難民と移民に関するニューヨーク宣言」にてなされたコミットメントを支持しなければなりません。

結婚や妊娠によって子ども時代を奪われる子どもをなくすこと：

- 政府は、法律上結婚が可能になる年齢を引き上げる等、必要な法改正を検討、実施し、子どもを結婚に追い込むような有害な社会的慣習や貧困の改善に取り組まなければなりません。
- 政府は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの一環として、性や生殖に関する健康についての良質な情報やサービスへのアクセスを、国家の保健計画やシステムに含まなければなりません。

暴力や強制労働によって命を落とす子どもや若者をなくすこと：

- 政府は、子どもに対するあらゆる形態の暴力や虐待、ネグレクト（育児放棄）を防止し、それらに対処するために、法律や政策、サービス、その他行政上の対策を構築し、実施しなければなりません。
- 政府は、各家庭やコミュニティの所得を向上させる活動を促進し、すべての子どもたちに最低限の経済的安定性を保障しなければなりません。